

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年9月大治町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番若山照洋議員、6番松本英隆議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番服部勇夫議員。

○議会運営委員長（服部勇夫君）

11番服部でございます。去る8月28日午前9時半より議会運営委員会を開きまして、本日9月4日から9月24日までの21日間と決定をいたしましたので報告を申し上げます。

○議長（横井良隆君）

お諮りいたします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から9月24日までの21日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月24日までの21日間と決定をいたしました。

日程第3、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告がありました。

日程第4、教育委員会の「点検・評価報告書」について。

既にお手元に配付のとおり、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により議会に提出がありました。

日程第5、議案第10号から日程第11、議案第16号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第10号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。令和元年9月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定める必要があるためでございます。

議案第11号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。令和元年9月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第12号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。令和元年9月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第13号大治町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。  
令和元年9月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、住民基本台帳法施行令の一部改正による印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の規定の整理等を行うためでございます。

議案第14号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和元年9月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴う規定の整理並びに成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員の欠格条項の見直しに伴う規定の整理を行うためでございます。

議案第15号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について。

大治町使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和元年9月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、戸籍法の一部改正に伴い所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第16号大治町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。  
令和元年9月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金に関する所要の規定を整備するためでございます。

○議長（横井良隆君）

日程第12、議案第17号から日程第15、議案第20号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第17号令和元年度大治町一般会計補正予算。

令和元年度大治町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7604万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億9168万4000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年9月4日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、人事異動等に伴う人件費の補正を初め、民生費において、大治町社会福祉協議会運営補助金として476万1000円、後期高齢者医療特別会計への繰出金として176万1000円を増額し、幼児教育・保育無償化に伴う幼児教育等運営費として7887万円を計上し、衛生費において、可燃ごみ置場設置工事として101万4000円を計上し、土木費において、排水機場の応急用発電機入れ替え及びポンプ修繕に伴う維持修繕工事として2200万円を増額し、公共下水道事業特別会計への繰出金として402万円を増額し、その他各種国庫・県負担金の返還金として1559万2000円を計上するものでございます。

これらの財源としましては、地方特例交付金、地方交付税、国・県支出金、財産収入及び寄附金を充てるものでございます。

また、今回の補正により生じた余剰一般財源7273万2000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

議案第18号令和元年度大治町介護保険特別会計補正予算。

令和元年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1789万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3077万6000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年9月4日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、平成30年度の保険給付費実績及び地域支援事業費実績の負担割合に基づいた返還のため、諸支出金の償還金として1780万5000円を増額するものでございます。

この財源といたしましては、過年度精算交付金及び前年度繰越金を充てるものでございます。

議案第19号令和元年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算。

令和元年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ402万円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2449万4000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年9月4日提出、大治町長。

今回の主な補正の内容は、人事異動に伴う人件費として316万9000円増額し、本課職員の出産休暇に伴う代替嘱託員報酬として85万1000円を計上するものでございます。

これらの財源としましては、一般会計繰入金を充てるものでございます。

議案第20号令和元年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和元年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ233万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9254万2000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年9月4日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金として233万5000円を増額するものでございます。

この財源として一般会計繰入金及び繰越金を充てるものでございます。

○議長（横井良隆君）

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第21号から日程第21、議案第26号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第21号平成30年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度大治町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和元年9月4日提出、大治町長。

平成30年度大治町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額98億3959万9381円、歳出総額92億9639万1139円で、歳入歳出差引額は5億4320万8242円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源9402万8000円を差し引いた実質収支額は4億4918万242円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第22号平成30年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和元年9月4日提出、大治町長。

平成30年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額31億838万6704円、歳出総額30億2657万8837円で、歳入歳出差引額は8180万7867円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は8180万7867円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第23号平成30年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和元年9月4日提出、大治町長。

平成30年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算は、歳入総額19万8050円、歳出総額19万8050円で、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額及び実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は全てございません。

議案第24号平成30年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和元年9月4日提出、大治町長。

平成30年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定におきましては、

歳入総額16億3405万6839円、歳出総額15億9684万2394円で、歳入歳出差引額は3721万4445円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は3721万4445円でございます。なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

また、介護サービス事業勘定におきましては、歳入総額1613万5193円、歳出総額1543万1622円で、歳入歳出差引額は70万3571円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は70万3571円でございます。なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第25号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和元年9月4日提出、大治町長。

平成30年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額4億7201万6629円、歳出総額4億6969万276円で、歳入歳出差引額は232万6353円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源99万4200円を差し引いた実質収支額は133万2153円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

議案第26号平成30年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和元年9月4日提出、大治町長。

平成30年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額5億5713万7152円、歳出総額5億5656万1952円で、歳入歳出差引額は57万5200円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は57万5200円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

ここで、ただいま議題となっております平成30年度大治町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、住田昭敏監査委員にご出席をいただいておりますので決算審査意見の報告を求めます。

○監査委員（住田昭敏君）

議長。

○議長（横井良隆君）

住田昭敏監査委員、どうぞ。

○監査委員（住田昭敏君）

平成30年度大治町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類並びに基金運用状況の審査につきましては、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、令和元年7月31日から8月22日に下方繁孝監査委員とともに、歳入歳出決算、関係帳簿及び証書類等を慎重に審査いたしましたのでその結果を報告いたします。

審査の方法は、歳入歳出決算及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等について、書類は法令に準拠して作成されているか、計数は正確か、予算の執行は適正か、事業執行は効率的・効果的か、財産運営は健全かなどに主眼をおいて審査を行いました。8月1日から6日にかけては担当部局から説明を受けて審査の参考にいたしました。

なお、証書類の検証、現金・預貯金の残高及び有価証券の確認等につきましては、地方自治法第235条の2の規定に基づき例月出納検査において実施しましたので、その結果を踏まえて審査を行いました。

審査の結果は、平成30年度大治町一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等はいずれも法令に基づいて作成がされており、記載されている決算数値は正確であると認められました。また、予算の執行状況等については適正であると認められました。

基金の運用状況につきましても基金の設置目的に沿って適正に運用し、その収支の計数も正確であると認められました。

一般会計では、歳入の根幹となる町税収入は7年連続で増収となりました。現年度課税分を優先した徴収や滞納繰越分の積極的な滞納整理により町税の収納率は前年度を0.56ポイント上回った96.32%でした。人口の流入で納税義務者の増加が続いており町民税も増収となりました。安定的な財源の確保と負担の公平性の観点からも効率的な収納対策を一層強化し、収入未済額の縮減に努めていただきたい。

歳出面では、子育て世代の支援策として新たに子育て世代包括支援センターの設置や災害発生時の災害拠点となる役場庁舎の耐震性及び老朽化の点検が行われました。なお、歳出増額の主な要因は電算システム運用業務委託料、砂子防災公園整備事業費及びスポーツセンターメインアリーナ天井等改修工事などでした。また、新たな補助金を創設したものの執行率が低い事例が見受けられました。補助金制度の趣旨が生かされるよう努力していただきたい。

財政指標から見ると、財政基盤の強弱を示す財政力指数は0.86、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度より1.2ポイント上回った87.6%でした。

国民健康保険特別会計では、国民健康保険税の不納欠損額は前年度に比べ7.0%、収入

未済額は前年度に比べ9.8%、いずれも減少しました。滞納繰越分を含めた収納率は76.12%で前年度から2.39ポイント上昇しました。現年度分の収納率は前年度から0.48ポイント下がった91.13%、滞納繰り越し分の収納率は前年度から3.78ポイント上がった27.26%でした。国民健康保険税の収納率は個人町民税の収納率と比べると大きく下回っています。被保険者の負担の公平性を期するため今後とも収納率向上に向けた取り組みに努めていただきたい。

介護保険特別会計では、滞納繰越分を含めた収納率は96.71%で前年度に比べて1.05ポイント上昇しました。現年度分の収納率は前年度から0.5ポイント下がった99.14%、滞納繰越分収納率は前年度から14.1ポイント上がった21.50%でした。介護保険料の不納欠損額は前年度に比べ8.2%、収入未済額は前年度に比べ22.7%、いずれも減少しました。引き続き収納未済額の縮減に努力していただきたい。

公共下水道事業特別会計については、公共下水道工事費が2億435万5440円で下水道管渠布設延長は1,602メートルでした。下水道事業は多額の地方債と一般会計からの繰入金で運営されています。地方公営企業会計制度への移行を踏まえ健全な財政運営に努めていただきたい。

後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療保険料の不納欠損額が前年度に比べ348.4%、収入未済額が前年度に比べ5.9%、ともに増加しました。納付の推進及び滞納者に対する調査、接触を図るなど収納強化に努めていただきたい。

平成30年度一般会計の当初予算は、前年度と比較して8億2300万円増の90億2300万円でしたが、決算における予算現額は105億4046万1000円と100億円を超える大きな金額となりました。補正予算の大半は猛暑に対応するための小中学校の空調設備等整備工事費でした。今後も公共施設の長寿命化に係る改修等の事業や少子高齢化が進む中での社会保障関係費用、減災対策等に多くの費用が必要となることが予想されるのですが、町民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるよう事業の必要性、経済性、効率性及び有効性などに配意して事業を進めていただきたい。事業を進める中では、本町が中部大学及び愛知淑徳大学と締結した連携協力に関する協定、これの積極的な活用もその一助になるのではないかと思います。

平成30年1月の月例経済報告と令和元年7月の報告を比較すると、「輸出を中心に弱さが続いている」との言葉が加わり通商問題や海外経済の動向などのリスク要因が示されています。本年10月には消費増税も控えており、景気の動向は不透明感が強いと言わざるを得ません。自主財源である町税の大幅な増収を期待することが困難な中、国や県の動向を注視した上で補助金等も活用し将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていただきたい。

また、近年は新たに採用する職員がふえ経験年数の少ない職員が多くなっています。住民対応を優先した住民サービスに心がけ、安心安全なまちづくりを行っていただくよ

う組織的なチェック体制や指導の充実を図り、適正かつ効率的な行政運営がなされるよう努めていただきたい。

なお、審査の概要についてはお手元の意見書のとおりでございますのでよろしく願いをいたします。

以上、簡単ではございますが平成30年度一般会計、特別会計の決算審査の結果報告とさせていただきます。以上です。

○議長（横井良隆君）

ありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時37分 散会